

すべての子どもたちが 生き生きと育つ小平へ

子ども一人一人の能力や可能性を伸ばし、
それぞれの自立と社会参加をめざします

小平市特別支援教育総合推進計画
(第二期)前期計画
(令和3年度～令和7年度)

<概要版>



令和3年(2021年)3月
小平市

計画の基本理念

すべての子どもたちが 生き生きと育つ小平へ

子ども一人一人の能力や可能性を伸ばし、
それぞれの自立と社会参加をめざします

特別支援教育を進めることで、すべての子どもたちが、一人一人に合った指導や必要な支援を受け、生きる力を身に付けることができます。

また、それぞれの子どもが自分の考えや気持ちを大事にしながら、障がいの有無にかかわらず、地域の中で生涯にわたってその人らしい生き生きとした暮らしを営むことが大切です。そのためには、学校をはじめとする様々な社会資源、専門職、地域の人々などが関わって子どもたちの育ちを支え、共生の地域づくりにつなげていく必要があります。

そこで、本計画の基本理念を すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ 子ども一人一人の能力や可能性を伸ばし、それぞれの自立と社会参加をめざします と定めました。



基本指針 1 ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

ライフステージに応じた特別支援教育推進体制を着実に整備し、障がいの有無にかかわらず学習上または生活上で困難のある子ども一人一人のニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。

【重点事業】

★児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施

障害者福祉センター(たいよう福祉センター)に、発達支援相談拠点の機能を併せもつ児童発達支援センターの設置を、令和4年度を目指します。

児童発達支援センターは、発達の気になる子どもや家族の支援を行う地域の中核的な役割を担い、併せて、発達を支援するための窓口を設置します。

児童発達支援センターでは相談窓口から専門的な支援へつないでいく発達支援を展開するとともに、教育委員会等の関係機関と連携し、子どものライフステージに応じた継続的な支援の提供体制の構築を目指していきます。

★学校生活支援シート、個別指導計画の作用と活用

特別支援教育に関わる情報を適切に共有し、支援できるように、小平市立学校用の統一書式を改善するとともに、シートの教員向け活用の手引を作成します。

★読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実

PC端末を活用するなどして、読み書きに困難のある児童・生徒一人一人の状態に応じた適切な指導と支援の充実を図ります。

学習障がい(LD)等の学習面での困難さがある児童・生徒への指導方法やアセスメントの理解を深める研修を教員へ行います。また、児童・生徒の学習の「つまずき」の状況を把握するための「読み書きアセスメント」等の活用を研究します。

★合理的配慮の理解・啓発の推進、対応

教職員をはじめ、保護者・地域への「合理的配慮」について理解を深めたり、広げたりすることを推進します。学校及び担任等は、保護者や児童・生徒の要望を基に、その実施に伴う負担が過重でないときは、一人一人のニーズに合わせた対応をしていきます。また、申出があった方法では対応が難しい場合でも、建設的な対話を通じて、代替措置の選択も含め、柔軟に対応します。

★ICT機器の拡充による学習支援

ICTの活用は、認知処理の偏り等を補ったり、注意や集中を高めたりすることができ、特別な支援を必要とする児童・生徒の学習上の困難を改善する効果があります。

児童・生徒に1人1台配備するPC端末を活用した効果的な授業の進め方や学習支援の取組について、教員が情報共有し授業や取組の改善につなげます。また、国や都の動向を踏まえながら、学習者用デジタル教科書及びデジタル教材の導入について研究します。

基本指針 2 関係機関の連携によるネットワークの構築

幼稚園、保育園、就学前機関、学校、家庭、地域社会、医療、福祉、相談機関などの関係機関の連携によるネットワークを構築し、継続的で一貫性のある支援の仕組みづくりを進めます。

【重点事業】

★こげら就学支援シートの活用

家庭や認定こども園、幼稚園、保育園等での支援や配慮を小学校に引き継ぐことを希望する保護者が入学前に作成し、小学校に提出します。シートは、就学時健康診断時に配布します。小学校では、主に学級編制や指導の参考にします。また、各園や学校でも保護者に対し説明されるよう、小学校・幼稚園・保育園連絡会等で周知し、シートの活用を促します。

さらに、就学支援シートの活用が進むように、教員向け活用の手引を作成し、学校の支援に努めます。

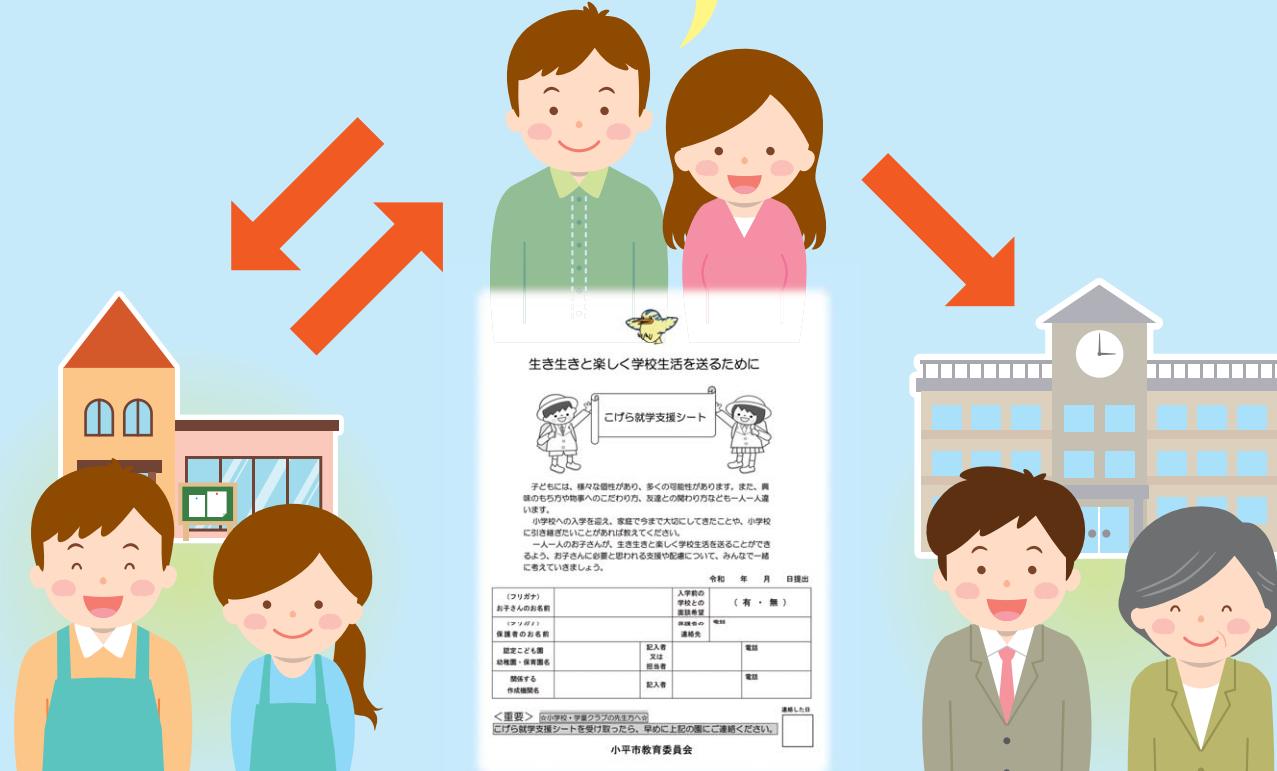
★学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組の推進

放課後等デイサービスは、市内に15事業所あります。

学校と放課後等デイサービス間での育ちをつなぐ取組を推進するため、個別の支援計画の交換等の連携や情報共有に関する仕組みづくりを検討します。

【こげら就学支援シートに関する保護者の声】

- ◆こげら就学支援シートを書くことで、どんな配慮や支援をしてほしいか、担任の先生に伝えやすかったです。
- ◆幼稚園・保育園の先生に記入してもらうことで、自分の子どもが苦手なことが分かり、自分では説明しにくいことをきちんと伝えることができました。



基本指針 3 理解・啓発、相談体制の充実

障がい理解教育の推進や、保護者や市民に対する情報提供の充実等によって、障がい者理解及び特別支援教育への理解・啓発を行うとともに、相談支援体制の充実を図ります。

【重点事業】

★交流及び共同学習の推進

学校生活において、特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童・生徒が通常の学級に在籍する子どもたちと共に学んだり、学校行事に参加したりするなどの交流及び共同学習を推進します。

推進にあたっては、児童・生徒の障がいの特性への理解やキャリア教育などの視点から、互いの児童・生徒が安心して効果的な学びを得る機会となるよう努めます。

★副籍交流の充実

特別支援学校に在籍している児童・生徒が、居住地域の小・中学校を地域指定校として副次的に籍を置き、様々な交流活動を行っています。

地域の子どもとして、居住する地域とつながり、子どもたちの相互理解や思いやりの気持ちを育むことができるよう、研修等で副籍制度や交流内容について効果的な事例を紹介するなどして教員の理解を深め、本人や保護者の希望等に基づき、副籍交流の充実を図ります。





施

策

の

体

系



すべての子どもたちが生き生きと育つ小平へ
子ども一人一人の能力や可能性を伸ばし、それぞれの自立と社会参加をめざします

基本理念

基本指針

基本的施策

事業・取組

基本指針 1

ライフステージに応じた特別支援教育推進体制の整備

1 早期支援・早期療育の充実

- ① 乳幼児健康診査
- ② 乳幼児心理発達相談
- ③ 児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施
- ④ 児童発達支援
- ⑤ 心身障害児通所訓練委託事業
- ⑥ 言語相談訓練事業
- ⑦ 障がい児療育事業

2 認定こども園、幼稚園、保育園での支援

- ① 巡回相談事業
- ② 幼稚園教諭、保育士への障がい理解研修
- ③ 障がい児の教育・保育の充実

3 学校における特別支援教育体制の充実

- (1) 支援体制の充実及び専門性の向上
 - ① 教育課程における特別支援教育の推進
 - ② 校内委員会の充実
 - ③ 学校生活支援シート、個別指導計画の作成と活用
 - ④ 授業のユニバーサルデザイン化の推進
 - ⑤ 知的障がい学級(固定制)、特別支援教室、通級指導学級の指導の充実
 - ⑥ 読み書きに困難のある児童・生徒の指導の充実
 - ⑦ 合理的配慮の理解・啓発の推進、対応
 - ⑧ 特別支援教育に関する校内研修会等の充実

4 放課後の居場所づくり

- (2) 施設・設備等
 - ① 多様な学びの場の充実
 - ② 教育施設のユニバーサルデザイン化の推進
 - ③ ICT機器の拡充による学習支援

1 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校との連携

- (3) 多様な人材による支援体制
 - ① 心理士、作業療法士、言語聴覚士による巡回相談
 - ② 学習補助員の配置
 - ③ ボランティアの協力・育成

2 小・中学校の連携

- ① 学童クラブ
- ② 放課後子ども教室、放課後学習教室
- ③ 放課後等デイサービス

3 中学校と進路先との連携

- ① こげら就学支援シートの活用
- ② 認定こども園、幼稚園、保育園と小学校の連携

4 特別支援学校との連携

- ① 小・中学校間の学びと育ちの継続
- ② 小・中連携教育の推進

5 学校と学童クラブ、放課後等デイサービス等との連携

- ① 中学校から進学先への学びと育ちの継続

1 障がい理解教育の推進

- ① 特別支援学校のセンター的機能の活用
- ② 副籍交流の充実

2 保護者支援のための情報提供の促進

- ① 保護者と認定こども園、幼稚園、保育園等との情報連携
- ② 関係機関と連携した就学説明会の実施
- ③ 特別支援教育に関する情報発信

3 保護者同士の交流の促進

- ① ペアレンツメンター
- ② ペアレンツプログラム
- ③ 「みんなではなそう会」(障がい児療育事業)
- ④ 子育て交流広場(子ども家庭支援センター)

4 保護者への専門相談支援

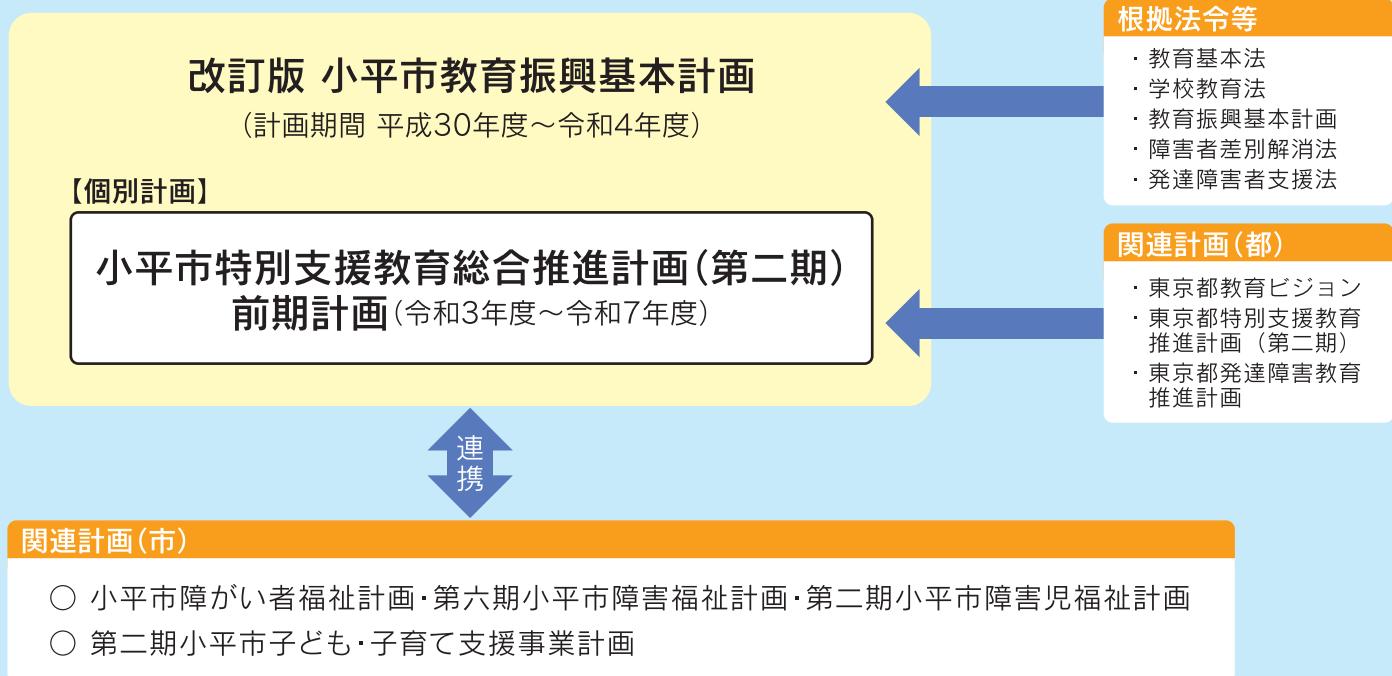
- ① 児童発達支援センターの設置及び発達支援相談の実施<再掲>
- ② 乳幼児心理発達相談<再掲>
- ③ 子育て相談(子ども家庭支援センター)
- ④ 就学相談
- ⑤ 教育相談

5 就労に向けた相談支援

- ① 進学や就労を見据えた情報提供
- ② 職場体験の実施

計画の基本的なことから

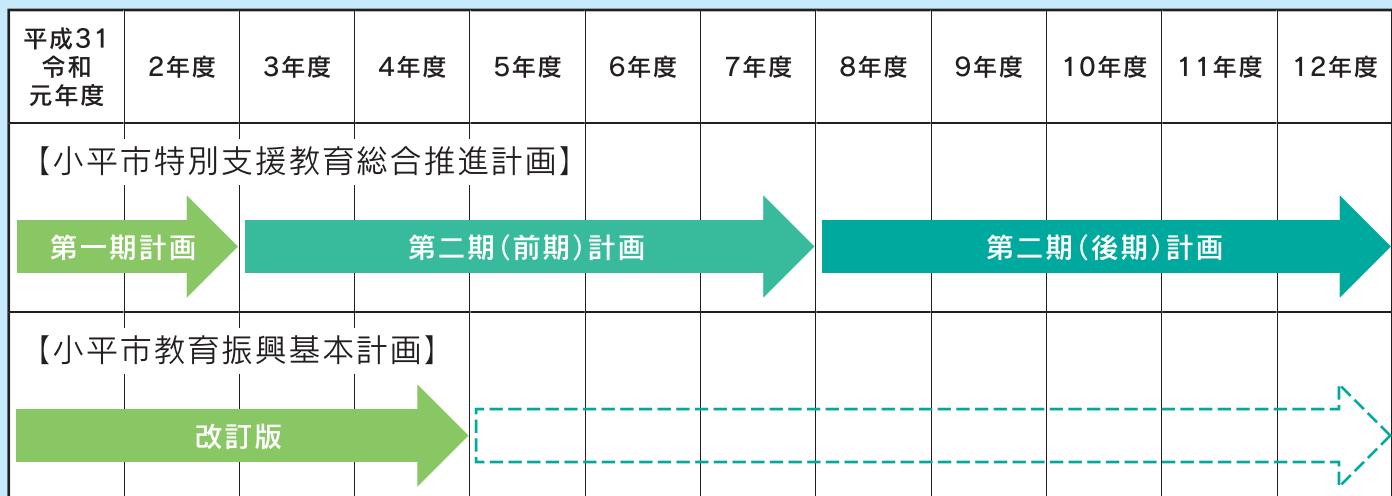
◆他の行政計画等との関係



◆計画対象期間

前期計画 令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

後期計画 令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



小平市特別支援教育総合推進計画(第二期) 前期計画(令和3年度～令和7年度) 概要版

令和3年(2021年)3月

編集・発行 小平市教育委員会 教育部指導課
〒187-8701 東京都小平市小川町二丁目1333番地
TEL.042-346-9572 FAX.042-346-9578